**卸売市場条例改悪と営業権　　　　　　　　　　　 2020.1.25 熊本一規**

１．漁業権で埋立・ダム・原発を止めてきた

・漁業権で約20例の事業を止めてきた。

なぜ漁業権が強力か

・漁業権は財産権の一種。

 ・憲法29条は「公共事業により財産権を侵害するには損失補償が必要」である旨規定。

・漁民が財産権を持っているため、補償金を受け取って事業に同意しない限り(印鑑を押さ

ない限り)公共事業は、ほぼ実施不可能。

・上関原発では、祝島漁民が補償契約(2000年)に基づく補償金の配分を受け取っていない

ため、その後20年間、着工できないでいる。

２．仲卸業者も財産権(営業権)を持っている

・営業権も財産権の一種。超過収益力が営業権の価値となる。

・代表的な営業権は、許可に基づく営業権と暖簾に基づく営業権。

・築地市場の仲卸業者は、許可に基づいても暖簾に基づいても営業権を持っていた。

　したがって、豊洲市場への移転の際に損失補償が必要だったが、都は一切補償せず。

→「築地業者が都の書類に印鑑さえ押さなければ工事を止められる」状況であった。

→ 長年の移転反対運動のリーダーが「判を押してもいい」と言ったために移転が実現。

→ 暖簾の価格が移転前約1500万円から現在ほぼゼロに暴落。

・豊洲移転が営業権を侵害したということ。

３．卸売市場法・卸売市場条例の改悪が営業権を侵害する

・卸売市場法改悪(2018)により「仲卸業務の許可」の規定がなくなった。

・さらに卸売市場条例改悪により「仲卸業務の許可」を外すことをめざした。

(→その後、国は、許可条項を残し、許可要件の中身で営業権を蔑ろにする方針に

　変更したものの、都をはじめ「許可」がなくなった条例も少なくない)

|  |
| --- |
| ・「許可」自体は権利を生まないが、許可に基づいて資本投下し、営業を続ければ、権利に成熟していく。 |
| したがって、「許可」から「認定」等への変更は、営業権を侵害する。 |

・法律や条例による「営業権の侵害」には、憲法29条に基づき損失補償が必要。

　しかし、農水省も開設者(自治体)も損失補償を無視している。

４.卸売市場は地域経済の要

・種子法廃止,漁業法改悪,水道民営化等の根は共通（官邸主導の「規制改革」）。

大資本・多国籍企業の要請にこたえ、「農民・漁民・市民の生活基盤＝地域経済の生産基盤」を大資本等が奪おうとするもの。

・卸売市場法・条例の改悪も根は共通（「卸売市場の在り方研究会」の高木勇樹委員長(元農水省次官)は、企業に水産業への道を開く水産業改革委員会の委員長でもある）。

「地域経済の流通基盤」である卸売市場を解体し、大資本等が価格支配できる市場へと

変える狙い。

売手(供給)側の卸売業者と買手(需要)側の仲卸業者とが供給と需要とを市場で突き合わせることによる公正公平な価格形成機能を持つ卸売市場を物流センターに変えようとしている。

・2018.10.30国連総会決議「小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言」

　 80年代以降の新自由主義的政策の下でグローバリゼーション・規制緩和が進み、多国籍企業による土地・水・種子・漁業資源などの独占が生じ、小農の経営難や失業者の発生、移民、スラムの形成等の社会問題をもたらしていることに対する警鐘の宣言。

　 世界は、グローバリゼーション・規制緩和を経て、その反対方向へ舵を切りつつある

のに、日本は、これから多国籍企業による土地・水・種子・漁業資源などの独占を進めよ

うとしている。

５.営業権に基づく今後の取組み

・営業権は「小農の権利」,「漁業権」に匹敵。

グローバリゼーションに抵抗するうえでの核となる。

・築地市場正門前の買物ツアー,

審査請求（業務停止処分,改善措置命令）→現在、東京都行政不服審査会に諮問中

・損失補償なしに条例改悪すれば損害賠償請求することを開設者に通告。

・条例が制定されても営業権の侵害、営業補償の必要性を開設者と論争していく。

東京高裁平成3.7.30判決(卸売市場の営業権・営業補償についての唯一ともいえる

判例)は、営業補償の必要性を認めている。

・国賠訴訟(国家賠償法に基づく損害賠償請求の訴訟)を検討

留意点①立法行為は、国民に憲法上保障されている権利を立法の内容が違法に侵害することが明白な場合、国家賠償法に基づく賠償責任が生じる(最高裁平成17.9.14) 。

②自治体の行為についても国賠法は適用される。

③適正手続き(憲法31条)がとられているか(告知・聴聞の機会の保障,審議会

の審議内容)の検証が力になる可能性。

④損害および加害者を知った時から3年間行使しないと時効になる。

**仲卸業者・卸売業者がどれだけ立ち上がるか、が鍵になる。**

[参考：憲法31条（適正手続きの保障）]

憲法31条：何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、

又はその他の刑罰を科せられない。

・憲法31条は「適正手続きの保障」と呼ばれ、刑事手続きのみならず、行政手続きについて

も適用される。

・条文に「財産」は含まれていないが、判例は「財産」も含まれると認めている。

・「適正手続き」の内容として特に重要とされているのが「告知と聴聞」を受ける権利である。